

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和三年五月二十六日から適用する。

令和三年五月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 正 後	改 正 前
別表 第1部～第6部 (略)	別表 第1部～第6部 (略)
第7部 追 補 (3)	(新設)
内 用 薬	
品 名	規 格 単 位
	薬 価 円
(の)	
ノベルジン顆粒5%	5%1g
	548.80
注 射 薬	
品 名	規 格 単 位
	薬 価 円
(あ)	
アダリムマブB S皮下注20mgシリンジ0.4mL「第一三共」	20mg0.4mL1筒
	20,519
アダリムマブB S皮下注40mgシリンジ0.8mL「第一三共」	40mg0.8mL1筒
	39,828
アダリムマブB S皮下注40mgペン0.8mL「第一三共」	40mg0.8mL1キット
	39,828
(い)	
インスリン アスパルトB S注カート NR「サノフィ」	300単位1筒
	746
インスリン アスパルトB S注ソロスター NR「サノ ファイ」	300単位1キット
	1,418
インスリン アスパルトB S注100単位/mL NR「サノ ファイ」	100単位1mLバイアル
	218
(ふ)	
フルマゼニル静注0.5mgシリンジ「テルモ」	0.5mg5mL1筒
	1,180
外 用 薬	
品 名	規 格 単 位
	薬 価 円
(こ)	
コレクチム軟膏0.25%	0.25%1g
	141.40
(せ)	
ゼビアックス油性クリーム2%	2%1g
	70.20